

第22 予防規程

第22 予防規程（法第14条の2第1項）

1 予防規程に係る基本事項

（1）予防規程とは【S40.11.2自消丙予発178】

法第14条の2に基づき予防規程の作成が義務付けられている製造所等が2以上ある場合、すべての製造所等を含め事業所単位に一の予防規程として認可申請することができるものであること。

予防規程としては該当する個々の製造所ごとに作成するよりは、むしろ災害発生の関連性及び企業の有機的、一体的運営を勘案し、事業所単位に一の予防規程に集約し、該当するすべての危険物施設を網羅するように規定することが適当である。

（2）予防規程の作成単位（認可の申請）【S40.11.2自消丙予発178】

ア 製造所等の別は、事業所の代表的な一の製造所等を記載し、その施設の名称及び許可番号を併記すること。◆

イ 危険物の類、品名、最大数量及び指定数量の倍数は、前アにより記載した製造所等について記載すること。◆

ウ 前ア及びイで記載した製造所等以外は、これらの項目を一覧表にしたもの添付すること。

◆

エ その他の項目については「製造所等の設置又は変更許可申請」の「許可申請書等の記載方法 その他必要な事項」に準じて記入すること。◆

（3）消防計画等との関係

事業所に予防規程と関連のある次の各号の他規程等については、記載内容に矛盾が生じないようすること。◆

ア 消防法の防火対象物に係る消防計画

イ 高圧ガス保安法に係る危害予防規程

ウ 火薬類取締法に係る危害予防規程

エ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る保安業務規程

（4）予防規程のまとめ方

予防規程のまとめ方及び具体性の程度は法令で規定されておらず、当該危険物施設の実態又は作成する事業所の任意によるものであるが、予防規程の実効性を確保するため、次のア～ウまでを留意すること。◆

ア 当該危険物施設の実態に即していること。

イ 容易に運用できること。

ウ 他規程等との整合性が保たれ、統一的に実施できること。

（5）認可基準【S40.11.2自消丙予発178】

ア 予防規程の認可は、記載内容を審査し、法第10条第3項の技術上の基準に適合しているか否かをその判定の基準とすること。

イ 予防規程が次のいずれかに該当するときは、認可を与えないこと。

（ア）基本的事項が明確でないとき。

（イ）予防規程に危政令第4章の規定に違反するものがあるとき。

（ウ）その他火災予防上不適当と認められる事項があるとき。

ウ 予防規程の認可にあたって、製造所等の存する事業所の社内規定が消防法上の予防規程制定

（変更）認可申請規定の要件を満たしていれば、当該社内規定を予防規程として認可することができるものであること。

ただし、予防規程制定又は変更の認可後に、予防規程の制定が必要若しくは不要となった施設が生じた場合であって、当該予防規程を変更することなく、これら施設に当該予防規程を適

用若しくは除外しようとするときは、その旨を届け出ることをもって足りるものであること。

2 予防規程に定めるべき事項

予防規程は、法第10条第3項の技術上の基準に適合し、かつ、危規則第60条の2に規定するもののほか、次の各項目等について定めること。◆

ただし、当該製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類若しくは数量又は製造所等の施設、人員その他の状況により、火災の予防上支障がないと認めたときは、その一部を省略することができる。

- (1) 予防規程の適用範囲及び遵守に関すること。
- (2) 予防規程の改廃の手続及び取扱いの方法に関すること。
- (3) 危険物の性状及び貯蔵並びに取扱いの方法に関すること。
- (4) 請負業者等社外者に対する保安上必要な事項の周知方法、確認方法等に関すること。
- (5) 移送取扱所のうち、法第12条の5の規定による応急措置について市長と協議した事項に関すること。
- (6) 給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について

第20「給油取扱所等における単独荷下ろしに係る運用指針」を参照。

- (7) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所にあっては、顧客に対する監視その他保安のための措置に関することとして、次の事項を定めること。【H10.3.13 消防危25】

- ア 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者(以下「危険物取扱者等」という。)の体制
- イ 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練
- ウ 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示
- エ 顧客用固定給油設備の1回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の1回の注油量及び注油時間の上限の設定
- オ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検
- カ 監視等を行う危険物取扱者等の職務
- キ 顧客自らの給油作業時等の取扱い基準

- (8) 24時間営業を行う給油取扱所にあっては、夜間の保安体制及び業務の引継ぎ等に関すること。

- (9) 警備会社が業務委託を受けている場合は、委託内容に関すること。

- (10) 給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合は、留意事項等に関すること。

参考通知

「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」【H30.8.20 消防危154】

